

代理で印鑑登録する方へ

印鑑登録を代理人がされる場合、次の要領で行います。

(2・3日程度かかります。カード紛失や改印などの場合も同じ手続きです。)

1. 次のものを持参し、窓口で仮登録の手続きをします。

- ・ 委任状（登録者が書いたもの）
- ・ 登録印
- ・ 代理人の身分証明書

※官公署が発行した写真付のマイナンバーカード、免許証等は1点。

上記以外は、2点必要（保険証・年金証書・学生証・カード等）

2. すぐに、登録者本人に印鑑登録照会書を郵送します。

到着後、代理人は、期日までに次のものを持参してください。

- ・ 照会書（登録者が回答書欄・委任状欄を書いたもの）
- ・ 代理人の身分証明書

※この日に登録カード・証明書を発行できます。

当別町役場 住民課戸籍年金係

電話 23-2463

<代理登録の流れ>

